第6-	号様式(第12条	(関係)									
									第 年	月	<del>号</del> 日
		宛									
						東京	で 都知	]事			
			期	間延	長	通	知	書			
	年 月	日作	けけで届っ	出のあ	ったイ	行為に	こつし	いては、	景観法第	17条第	54項の
   規類	定により、下	記のとま	らり期間を	を延長	したの	つで、	通知	コします。	0		
					記						
1	届出のあっ	た行為									
2	延長する期	間									
	年	月	日から	ò	年		月	日	まで(		日間)
3	延長の理由										

(1面)

景観計	<b>画区</b> 担	は内に	おけ	ろ行	為の	通知	丰
カス 医ルロー		$\sim$ 11 $\sim$	401)	J	ついソ マン		=

年 月 日

東京都知事 殿

通知者(事業主)住 所

団体名

代表者

景観法第16条第5項の規定により通知します。

<b>※</b>	東京都受付欄

### (注意)

- 1 ※欄には、記入しないでください。
- 2 周辺状況等を表示する図面、周辺状況写真、位置図、立面図(2面以上、彩色が施されたもので、日本産業規格Z8721で定める色相、明度及び彩度の三属性の値(以下「マンセル値」という。)が表示されたもの)、景観計画で定める制限に対する措置状況を記載した書類等を添付してください。
- 3 行為の完了後、速やかに竣工写真等を提出してください。

1 1	行為の場所	地名 地番 地域の別□	般地域
2	届出対象行為	届出対象行為の内容	
届出		区 分 新築・増築・改築・移転・外観の変更(修繕・模様替・1	色彩変更)
出対象行		用途 高さ m	階
一為の種	(1) 建築物の新築、増 築、改築若しくは移	敷地面積	m <sup>2</sup>
類、	転、外観を変更することとなる修繕若しく	外壁基本色 色相( )/明度( )/彩度( 外壁色彩の強調色	)
設計又は	は模様替又は色彩の 変更(景観法第16条第	マンセル値 色相( )/明度( )/彩度( 屋根色	)
は施行ち	1項第1号)	世紀	)
方法		(大規模建築物等の建築等に係る事前協議案件の場合) 事前協議書受付番号: 第 号 年 月 日	
	(2) 工作物の新設、増	区 分 新設・増築・改築・移転・外観の変更(修繕・模様替・1 用途 築造面積	5年 (1997年)
	築、改築若しくは移 転、外観を変更するこ ととなる修繕若しく	高さ	m <sup>2</sup>
	は模様替又は色彩の 変更(景観法第16条第 1項第2号)	財       外観色彩の     外観基本色       マンセル値     色相( )/明度( )/細度( )/細度( )       許可等を取得する他法令の名称	)
	(3) 都市計画法第4条第	開発区域の面積 構築する施設 m <sup>2</sup>	
	12項に規定する開発 行為(景観法第16条第	法面及び擁壁の高さ 法面及び擁壁の長さ m	m
	1項第3号)	許可等を取得する他法令の名称 施行する土地の区域の面積 構築する施設	
	(4) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変	m <sup>2</sup>   法面及び擁壁の高さ   法面及び擁壁の長さ	m
	更(条例第10条第2項 第1号)	許可等を取得する他法令の名称	

	石、序 源その 積(条 第2号	面の埋立て又は 条例第10条第2	施行する土地の区域の面積 構築する施設 法面及び擁壁の高さ 法面及び擁壁の長さ	m m
3	行為の期間	1	着手予定日     年     月     日       完了予定日     年     月     日	
す	景観に関る情報の供	種 別情報提供を行った日本期間 使用した図書 出された意見及びそれに対する措置	□説明会( 回) □個別訪問 □その他( 年 月 日~ 人数 年 月 日	人
す 村	景観に関 る区市町 への対応 経緯	関係部署 景観に関する 区市町村の条例等 区市町村の意 見及びそれに 対する措置	部 課 担当者 訪問日 年 月 部 課 担当者 訪問日 年 月	日日
6 備考				

# 大規模建築物等の建築等に係る事前協議書

年 月 日

東京都知事 殿

協議者(事業主)住 所

氏 名

(法人その他の団体にあっては、主たる事) 務所の所在地、名称及び代表者の氏名

東京都景観条例第20条の規定により協議します。

### (注意)

- 1 ※欄には、記入しないでください。
- 2 周辺状況を表示する図面、周辺状況写真、位置図、立面図又は外観透視図(全ての外壁面に彩色が施されたもので、日本産業規格 Z8721 で定める色相、明度及び彩度の三属性の値(以下「マンセル値」という。)が表示されたもの)、その他必要な書類及び図書等を添付してください。

	地名地番									
1 行為の場所	地域の別	□ 国会議事堂、迎賓館、明治神宮絵画館、東京駅丸の内駅舎の周辺区域 □ 文化財庭園等の周辺区域 □ 水辺景観形成特別地区 □ 皇居の周辺区域 □ <u>景観基本軸</u> □ 上記以外の地域								
2 大規模建築	□ 都市再生 □ 再開発等	□ 都市再生特別地区 □ 市街地再開発 □ 再開発等促進区を定める地区計画 □ 総合設計						事業 )		
		用途		高さ	,			階数		
		   敷地面積又は		往		延べ面	m 痣			階
		敖地山恒入(。 	()	<b>作</b> 貝	m²	延、面,	惧			$m^2$
3 大規模建築物	勿等の概要			恒(		/明度	<u> </u>	)/彩	度(	)
		外壁色彩のマンセル値	強調色 色 アクセ:	恒(		/明度	<u> </u>	)/彩	度(	)
			1	相(		/明度	(	)/彩	度(	)
4 行為の期間		着手予定日 完了予定日			F F	月 月	日日			
	関係部署	沿		課	担当者	İ	訪問日	年	月	日
		部		課	担当者	·	訪問日	年	月	日
5 景観に関す る区市町村へ の対応の経	る区市町村									
緯	区市町村の 意見及びそ れに対する 措置									
6 備考										

選定同意書

年 月 日

東京都知事 殿

住 同意者 氏 名

> (法人にあっては、主たる事務所の) 所在地、名称及び代表者の氏名

東京都景観条例第 22 条第 1 項の規定により下記の建造物を東京都選定歴史的建造物 に選定することに同意します。

- 1 建造物の名称
- 2 建造物の所在地

第号年月日

宛

東京都知事

選定通知書

東京都景観条例第 22 条第 1 項の規定により下記の建造物を東京都選定歴史的建造物 に選定したので、通知します。

記

- 1 建造物の名称
- 2 建造物の所在地
- 3 選 定 番 号

第号年月日

宛

東京都知事

選定解除通知書

東京都景観条例 第 23 条第 1 項 第 24 条第 1 項 解除したので、通知します。

記

- 1 建造物の名称
- 2 建造物の所在地
- 3 解除の理由

滅失・毀損届出書

年 月 日

東京都知事 殿

住 届出者 氏 名

> ( 法人にあっては、主たる事務所の ) 所在地、名称及び代表者の氏名 )

下記のとおり東京都選定歴史的建造物が※<mark>減失</mark>したので、東京都景観条例第 26 条の規定により届け出ます。

記

建造物の名称	
建造物の所在地	
選定番号	号
※ 滅失 数損 の事実が生じた日	年 月 日
<ul><li>※ 滅失</li><li>※ 毀損</li><li>の 原 因</li></ul>	
毀 損 の 場 所 及 び 程 度 (き損の場合のみ)	
※ 滅失 ※ 毀損 の事実を知った日	年 月 日
※ 滅失	
置その他参考となる事項	

(注意) ※印の箇所は、該当しない事項を二重線で消してください。

現状変更届出書

年 月 日

東京都知事 殿

住 所

届出者

氏 名

(法人にあっては、主たる事務所の) 所在地、名称及び代表者の氏名

下記のとおり東京都選定歴史的建造物の現状を変更するので、東京都景観条例第 27条第1項の規定により届け出ます。

記

建造物の名称	
建造物の所在地	
選 定 番 号	号
現状変更の場所	
現状変更の内容	
現状変更の理由	
設計者の住所及び氏名 (法人にあっては、主 たる事務所の所在地 及び名称	
施工者の住所及び氏名 法人にあっては、主 たる事務所の所在地 及び名称	
着 手 予 定 日	年 月 日
完 了 予 定 日	年 月 日

(注意) 現状変更の内容を示す図面及び仕様書、現状変更後の東京都選定歴 史的建造物の外観を示す色彩を着色した図面、現状変更予定場所の写 真を添付してください。

### 非常災害のための応急措置届出書

年 月 日

東京都知事

住 所 届出者 氏 名

> (法人にあっては、主たる事務所の) 所在地、名称及び代表者の氏名

下記のとおり非常災害のために必要な応急措置として現状を変更したので、東京都景観条例第27条第2項の規定により届け出ます。

建造物の名称	
建造物の所在地	
選定番号	号
応急措置の場所	
応急措置の内容	
応急措置を行った理由	
施工者の住所及び氏名 (法人にあっては、主 たる事務所の所在地 及び名称	
応急措置の完了日	年 月 日

所有者等変更届出書

年 月 日

東京都知事

住 所

届出者

氏 名

(法人にあっては、主たる事務所の) 所在地、名称及び代表者の氏名

下記のとおり東京都選定歴史的建造物の※ 所 有 者 が変更したので、 権原に基づく占有者 が変更したので、 東京都景観条例第28条第1項の規定により届け出ます。

記

建	造	物	ı	の	名	称	
建	造	物	の	所	在	地	
選		定		番		号	号
の住	事務所	び氏/ あっ の所	名 ては 在地	ー 、主 l及び	たる 名称」		
の自		び氏ク	名 ては	、主	T がく占ったる た名称		
変	更	<b>=</b>	年	,	月	月	年 月 日
変	更	₫ <b>'</b>	の	į	事	由	
(注:	意)	<b></b>	の篋	所は	、該	当した	ない事項を二重線で消してください。

氏名等変更届出書

年 月 日

東京都知事

住 所 届出者 氏 名

> (法人にあっては、主たる事務所の) 所在地、名称及び代表者の氏名

下記のとおり東京都選定歴史的建造物の※ 所 有 者 の氏名等を変更 権原に基づく占有者 の氏名等を変更 したので、東京都景観条例第28条第2項の規定により届け出ます。

建造物の名称	
建造物の所在地	
選 定 番 号	号
所有者の ※ 権原に基づく占有者の 変更前の住所	
(法人にあっては、主 たる事務所の所在地	
所有者の ※ 権原に基づく占有者の	
変更後の住所 (法人にあっては、主 たる事務所の所在地)	
※ 所 有 者 の 権原に基づく占有者	
変更前の氏名 (法人にあっては、そ) の名称	
※ 所 有 者 の 権原に基づく占有者 の	
変更後の氏名 法人にあっては、そ の名称	
変 更 年 月 日	年 月 日
変更の事由	
(注音) ※印の笛形は	

## 指定提案書

年 月 日

東京都知事

住 所 提案者 氏 名 (法人にあっては、主たる事務所の) 所在地、名称及び代表者の氏名

景観法※1 第20条第1項 第20条第2項 の規定により下記の建造物を景観重要建造物に指定するこ

とを提案します。

※2東京都受付欄

#### (注意)

- 1 ※1印の箇所は、該当しない事項を二重線で消してください。
- 2 ※2欄には、記入しないでください。
- 3 当該建造物の敷地及び位置並びに当該敷地周辺の状況を示す縮尺2,500分の1以上の 図面、道路その他の公共の場所から撮影した当該建造物の写真、景観法第20条第1項の 合意又は同条第2項の同意を得たことを証する書類を添付してください。

	(42)		
1 建造物の名称			
2 建造物の所在地			
3 所有者の住所及び氏名 法人にあっては、主たる 事務所の所在地、名称及 び代表者の氏名			
4 建 築 年	元号	年 (西暦	年)
5 設 計 者			
6 施 工 者			
7 外 観 の 特 徴			
8 提 案 理 由 (景観上の重要性など)			

第号年月日

宛

東京都知事

非 指 定 通 知 書

景観法 第20条第1項 の規定により景観重要建造物の指定の提案があった建造物に 第20条第2項 の規定により景観重要建造物の指定の提案があった建造物に ついては、指定しないこととしたので、同法第20条第3項の規定により下記のとおり 通知します。

- 1 建造物の名称
- 2 建造物の所在地
- 3 提案年月日 年 月 日
- 4 建造物の所有者の氏名及び住所
- 5 指定しない理由

第		号
年	月	日

宛

東京都知事

指定通知書

景観法第19条第1項の規定により下記の建造物を景観重要建造物に指定したので、 通知します。

- 1 建造物の名称
- 2 建造物の所在地
- 3 指定番号 号
- 4 指定年月日 年 月 日
- 5 建造物の所有者の氏名及び住所
- 6 指定の理由となった外観の特徴
- 7 同法第19条第1項に規定する土地その他の物件の範囲 別添のとおり

現状変更許可申請書

年 月 日

東京都知事

住 所

申請者

氏 名

(法人にあっては、主たる事務所の) 所在地、名称及び代表者の氏名

景観重要建造物の現状変更の許可を受けたいので、景観法第22条第1項の規定により下記のとおり申請します。

記

建造物の名称			
建造物の所在地			
指 定 番 号		号	
指定年月日	年	月	日
現状変更の場所			
現状変更行為の種類			
設計方法又は施行方法			
現状変更の理由			
設計者の住所及び氏名 (法人にあっては、主 たる事務所の所在地 及び名称			
施工者の住所及び氏名 法人にあっては、主 たる事務所の所在地 及び名称			
着 手 予 定 日	年	月	日
完 了 予 定 日	年	月	日

(注意) 当該行為の設計仕様書及び設計図、当該建造物の敷地及び位置並びに当 該敷地周辺の状況を示す縮尺 2,500 分の 1 以上の図面、当該建造物及び当 該行為をしようとする箇所の写真、申請者が所有者以外の者であるときは、 所有者の意見書を添付してください。

第号年月

宛

東京都知事

現状変更許可書

年 月 日付けで申請のあった景観重要建造物の現状変更については、景観法第22条第1項の規定により下記のとおり許可します。

- 1 建造物の名称
- 2 建造物の所在地
- 3 指定番号 号
- 4 指定年月日 年 月 日
- 5 現状変更の場所
- 6 現状変更行為の種類
- 7 設計方法又は施行方法
- 8 着手予定日 年 月 日
- 9 完了予定日 年 月 日
- 10 許可の条件

 第
 号

 年
 月

 日

宛

東京都知事

原状回復等命令書

あなたが行った行為は、景観法第22条第1項の規定又は同条第3項の規定により許可に付された条件に違反しているので、同法第23条第1項の規定により、下記のとおり原状回復又はこれに代わるべき措置をとることを命じます。

なお、この命令に従わない場合は、景観法第103条の規定により、30万円以下の罰金 に処されることがあります。

記

- 1 原状回復等命令の対象となる景観重要建造物の名称及び指定番号
- 2 命令の理由
- 3 とるべき措置

4 履行期限

年 月

5 報告期限

年 月

日

日

6 報告先

行政不服審査法及び行政事件訴訟法に係る手続については、裏面を御参照ください。

滅失	•	毁捐	届	出書

年 月 日

東京都知事 殿

住 所 届出者 氏 名

> (法人にあっては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名

下記のとおり景観重要建造物が※ 滅失 したので、東京都景観条例第30条において 毀損

準用する第26条の規定により届け出ます。

建造物の名称	
建造物の所在地	
指 定 番 号	号
※ 滅失 毀損 の事実が生じた日	年 月 日
※ 滅失 ※ 毀損 の 原 因	
毀損の場所及び程度 (毀損の場合のみ)	
※ 滅失 毀損 の事実を知った日	年 月 日
※ 滅失 毀損 の後にとられた措	
置その他参考となる事項	
(注意) ※印の箇所は、該	当しない事項を二重線で消してください。

所	有	老	変	再	屈	Ж	書
171	. [	´ 🗖	//	_	/Ш	ш	

年 月 日

東京都知事

住 所 届出者 氏 名

> (法人にあっては、主たる事務所の) 所在地、名称及び代表者の氏名

下記のとおり景観重要建造物の所有者が変更したので、東京都景観条例第30条において準用する第28条第1項の規定により届け出ます。

建	造	物	J	の	名	称	
建	造	物	の	所	在	地	
指		定		番		号	号
[ 注	変更前の所有者の住所及び氏名 法人にあっては、主たる 事務所の所在地及び名称						
変更後の所有者の住所及び氏名 (法人にあっては、主たる) 事務所の所在地及び名称)				、主	たる		
変	更	<b>i</b>	年	,	月	日	年 月 日
変	更	Ī	の	j	事	由	

IT.	L7	$\kappa\kappa$	ਹੀ\$	毌	$\Box$	111	<b>≠</b>
仄	名	寺	変	史	曲	出	書

年 月 日

東京都知事 殿

住 所 届出者 氏 名

> (法人にあっては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名)

下記のとおり景観重要建造物の所有者の氏名等を変更したので、東京都景観条例 第30条において準用する第28条第2項の規定により届け出ます。

建造物の名称	
建造物の所在地	
指 定 番 号	号
所有者の変更前の住所 法人にあっては、主 たる事務所の所在地	
所有者の変更後の住所 法人にあっては、主 たる事務所の所在地	
所有者の変更前の氏名 法人にあっては、そ の名称	
所有者の変更後の氏名 (法人にあっては、そ) の名称	
変 更 年 月 日	年 月 日
変 更 の 事 由	

第 号 年 月 日

宛

東京都知事

管理に関する命令書

あなたが所有又は管理する景観重要建造物は、管理が適当でないため滅失し、又は 管理が東京都景観条例に従って適切 毀損するおそれがある。 トヨウム トラスため、 見知は第86条の担宅により下記の世界なり

毀損するおそれがある と認められるため、景観法第26条の規定により下記の措置をと ることを命じます。

なお、この命令に従わない場合は、景観法第105条の規定により、30万円以下の過料 に処されることがあります。

記

- 1 命令の対象となる景観重要建造物の名称及び指定番号
- 2 命令の理由
- 3 とるべき措置

4 履行期限 年 月 日

5 報告期限 年 月 日

6 報告先

行政不服審査法及び行政事件訴訟法に係る手続については、裏面を御参照ください。

第		号
年	月	日

宛

東京都知事

管理に関する勧告書

あなたが所有又は管理する景観重要建造物は、管理が適当でないため滅失し、又は管理が東京都景観条例に従って適切 毀損するおそれがある に行われていないと認められるため、景観法第26条の規定により下記の措置をと ることを勧告します。

記

- 1 勧告の対象となる景観重要建造物の名称及び指定番号
- 2 勧告の理由
- 3 とるべき措置

4 履行期限 年 月 日

5 報告期限 年 月 日

6 報告先

 第
 号

 年
 月

 日

宛

東京都知事

指定解除通知書

記

- 1 建造物の名称
- 2 建造物の所在地
- 3 解除の理由

第1号様式(第6条関係)

(平21規則17・令元規則27・一部改正)

第2号様式(第9条関係)

(令元規則27・一部改正)

第3号様式(第10条関係)

(令元規則27・一部改正)

第4号様式(第11条関係)

(平23規則131・平28規則14・令元規則27・一部改正)

第5号様式(第11条関係)

(平23規則131・平28規則14・令元規則27・一部改正)

第6号様式(第12条関係)

(令元規則27・一部改正)

第7号様式(第15条関係)

(平21規則17・令元規則27・一部改正)

第8号様式(第17条関係)

(平21規則17・令元規則27・一部改正)

第9号様式(第18条関係)

(令元規則27・一部改正)

第10号様式(第19条関係)

(令元規則27・一部改正)

第11号様式(第20条関係)

(令元規則27・一部改正)

第12号様式(第21条関係)

(令元規則27・一部改正)

第13号様式(第22条関係)

(令元規則27・一部改正)

第14号様式(第24条関係)

(令元規則27・一部改正)

第15号様式(第25条関係)

(令元規則27・一部改正)

第16号様式(第25条関係)

(令元規則27・一部改正)

第17号様式(第26条関係)

(平21規則17・令元規則27・一部改正)

第1818号様式(第27条関係)

(令元規則27・一部改正)

第19号様式(第28条関係)

(令元規則27・一部改正)

第20号様式(第30条関係)

(令元規則27・一部改正)

第21号様式(第30条関係)

(令元規則27・一部改正)

第22号様式(第31条関係)

(平23規則131・平28規則14・令元規則27・一部改正)

第23号様式(第32条関係)

(令元規則27・一部改正)

第24号様式(第33条関係)

(令元規則27・一部改正)

第25号様式(第33条関係)

(令元規則27・一部改正)

第26号様式(第35条関係)

(平23規則131・平28規則14・令元規則27・一部改正)

第27号様式(第35条関係)

(令元規則27・一部改正)

第28号様式(第36条関係)

(令元規則 27・一部改正)